

令和4年8月11日

ご利用の皆様へ

関東森林管理局
高尾森林ふれあい推進センター

日影沢キャンプ場申込方法及び利用許可等

「3 利用の基準」をご確認の上お申し込みください、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 申込み方法

(1) 「往復はがき」による申込み

利用しようとする日（以下「利用日」という。）の前々月末日（例：7月分の利用は5月31日。ただし、末日が土日祝日の場合は、前日・前々日等の平日）までに必着するよう、往復はがきに、

① 利用日時

※利用時間（宿泊初日13時から、宿泊最終日11時まで）を忘れずに記入。

申込みは月単位（1回の応募はがきに複数回の利用記載、同一日に複数枚の応募は不可）。ただし月をまたぐ場合であっても翌月1日の午前11時まででは可。

※デイキャンプの利用開始時間は、11時以降としてください。

※利用期間の上限は5日（4泊）とします。

② 氏名（団体の場合は、団体名及び代表者名）

③ 住所

④ 電話番号

⑤ 大人・子ども別の人数（未成年者のみの利用は受付けておりません。）

⑥ テント及びタープの数量

を明記の上、「高尾森林ふれあい推進センター・キャンプ場係」宛てに郵送してください。

毎月、利用日の前月初旬に利用者を確定（以下「確定日」という。）し、申込者あて「利用許可証」を送付します。

なお、申込者多数の場合は、抽選とします。

(2) 確定日の翌日以降に空きがある場合

原則往復はがきによる申込みとし、先着順に許可することとします。

ただし、利用日が2週間以内の場合は、土日祝日及び年末年始以外の開庁時間内（8時30分～12時、13時～16時）に当センターへ直接来所してください。先着順で許可することとします。

2 空き状況の問合せ等

開庁日の8時30分～12時と13時～16時までとします（土日祝日及び年末年始を除く）。

3 利用の基準

(1) 目的

日影沢キャンプ場は多くの皆さんに森林と親しみ森林レクリエーションを楽しんでいただくための施設です。

日影沢キャンプ場を皆様に快適で安心して利用いただくため、以下に該当する場合は使用の許可をしない場合があります。

(2) 利用の制限

- ① 営利・宣伝行為、政治・宗教活動の利用、キャンプ場の目的以外の利用（宴会会場、コンサート開催等）は許可しません。
- ② キャンプ場の上段・下段以外（駐車場敷地内・管理棟前等）のキャンプ行為宿泊は許可しません。また、キャンピングカーの乗り入れは許可しません。
- ③ 常設のかまど（炉）および水道施設等の占有行為は許可しません。
- ④ キャンプ場予約利用者以外の駐車場の利用は許可しません。
- ⑤ キャンプ場および駐車場を含めペットの持ち込みはすべて許可しません。
- ⑥ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織と認められる団体及び個人の使用は許可しません。
- ⑦ 利用申込みに当たり、団体や個人名の偽名あるいは利用人数等の虚偽記載（独占行為のための水増し虚偽記載）など故意に虚偽の事実を記載した者の利用は認めません。また、同一団体や個人が同一の利用日に複数名で申し込むなど、当センターの業務妨害や他者の妨害となる行為は認めません。
- ⑧ 未成年者のみの利用は許可しません。必ず保護者等の同伴が必要です。
- ⑨ 一団体がキャンプ場の上段と下段を同時に利用することは、他の申込者の妨害となりますので、原則として認めません。ただし、次のいずれかに該当する時は、同時利用を認めることがあります。
 - イ 国又は国の主権による場合
 - ロ 政府関係機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人）
 - ハ 地方公共団体又は地方公共団体の委嘱等がされ、その目的及び事業の内容が公共性の高い団体等
 - ニ 教育機関又は学会等であって、その目的及び事業の内容が公共性の高い団体等
 - ホ 森林・林業及び森林レクリエーション等に係る団体等
 - ヘ 企業における社会貢献活動
 - ト 信用確実であり、その目的及び内容を当センター所長がやむを得ないと認めるもの
- ⑩ 個人・団体が長期に反復的に利用していると認められる場合、許可をしない場合があります。
- ⑪ その他、当センターがキャンプ場の管理運営に支障があると判断した場合、使用を許可しない場合があります。